

平成 27 年度第 1 回理事会議事録

日 時 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>
張富士夫会長、森正博、監物永三の各副会長、
岡崎助一専務理事、泉正文常務理事、
有竹隆佐、植山勝秀、宇津木妙子、大野敬三、片野裕、勝田隆、川島雄二、
坂本祐之輔、柴田益孝、白髭俊穂、林辰男、樋口久子、平田竹男、不老浩二、
分木秀樹、松崎康弘、ヨーコ ゼッターランドの各理事
<監事>
中村正彦監事

理事総数 28 名、うち出席 22 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号

日本スポーツマスターズ 2019 開催地 (岐阜県) の決定について (不老理事)

日本スポーツマスターズの開催地は、2017 年の兵庫県まで決定しており、2018 年以降についても関係先と調整していたところ、平成 31 年に開催する日本スポーツマスターズ 2019 の開催地について、昨年 11 月 25 日に岐阜県及び公益財団法人岐阜県体育協会から開催申請書が本会宛に提出された。

岐阜県においては、平成 24 年に第 67 回国民体育大会を成功させるなど、大会に必要な競技施設並びに競技審判員をはじめとした運営体制も十分に整っているとともに、「スポーツ立県」を目指し、平成 26 年度から「清流の国ぎふ 2020 プロジェクト」を始動し、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会までに様々な大会を誘致する計画がある。2016 年には「全国レクリエーション大会」、2020 年には「ねんりんピック」開催を予定するなど、生涯スポーツの推進に積極的に取り組んでいる。

については、日本スポーツマスターズ 2019 の開催地として岐阜県を決定したい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

可決後、張会長から岐阜県古田肇知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 2 号

日本スポーツ少年団本部長、副本部長の委嘱について (張会長)

日本スポーツ少年団本部長、副本部長の委嘱については、日本スポーツ少年団設置規程第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項により、「委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する」とあることから、去る 3 月 7 日の委員総会において、本部長として坂本祐之輔氏、副本部長として山井今朝雄、井上征三、三屋裕子の 3 氏が推挙されたため、推挙された本部長 1 名、副本部長 3 名を委嘱したい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、委嘱の対象となる理事は、議決を回避した。

- 第3号 学識経験理事候補者について (岡崎専務理事)
- 次期役員候補者については、去る1月14日開催の平成26年度第5回理事会において、本会「評議員及び役員選任規則」に定める「理事会が推薦する学識経験者10名以内」の内、指定理事としての「都道府県体育協会連合会幹事長」、「日本スポーツ少年団本部長」、「本会事務局長」の3名を除く、7名を理事候補者とする承認を得、3月25日開催の平成26年度臨時評議員会で理事候補者として選定していた。
- その後、指定理事のうち、「都道府県体育協会連合会幹事長」は3月24日に選出されたこと、「日本スポーツ少年団本部長」は本理事会議案第2号で承認したこと、「本会事務局長」は事務局の人事異動が完了したことに伴い、それぞれ就任者が決定した。
- については、都道府県体育協会連合会幹事長の大野敬三氏、日本スポーツ少年団本部長の坂本祐之輔氏、本会事務局長の河内由博氏の3名を理事候補者として、6月24日開催の定時評議員会に推薦したい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

- 第4号 職員労働組合との交渉権及び妥結権について (岡崎専務理事)
- 日本体育協会職員労働組合から出される春闘及び各要求項目に関して、その交渉権及び妥結権について、張会長及び労務を担当する岡崎専務理事に一任した上で、今後の交渉を進める。また、6月24日開催の定時評議員会で担当役員が交代した場合は次期担当役員が対応する旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

- (1) 公益目的事業会計の取りまとめについて (岡崎専務理事)
- 去る11月12日開催の平成26年度第4回理事会にて、従前9区分としていた公益目的事業会計を平成27年度から一本化することの承認を得て、平成27年1月29日付で内閣府に本会公益目的事業の変更認定を申請し、内閣府による審査に対応してきた。
- その後、平成27年4月1日付で公益目的事業「公1 国民スポーツ推進事業」とする認定書を受領した。既に平成27年度事業計画、予算は、公益目的事業を一本化することの承認を得ているが、6月3日開催の第2回理事会にて審議する平成26年度決算は従前の9つに区分した公益目的事業会計により作成する旨を報告。
- (2) 平成26年度フェアプレイキャンペーンについて (川島理事)
- 平成23年度から新たな協賛制度としている「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンは、オフィシャルパートナーの協力により実施している。
- 平成26年度は、8社の協力を得て、加盟団体をはじめ、スポーツ指導者、スポーツ少年団等に対し「フェアプレイ」を推進する活動を実施した。

本キャンペーンでは、フェアプレイ宣言者を増やし、フェアな行動や精神を広げ、日本を元気にしていくことを目的としており、フェアプレイ宣言者を2016年までに100万人にすることを目標としている。

フェアプレイ宣言者は、平成27年3月31日現在で87,238名であり、平成26年度の目標としていた10万人を達成することができなかった。インターネット等を活用した宣言者が予想を大きく下回ったこと、口コミでの活動に広がりがなかったことが主な原因と分析できるが、本年度以降は目標の100万人を目指し、ソーシャルネットワークサービス等を活用し、より多くの共感を得られる活動を実施していく旨を報告。

2. 国民体育大会関係

- ・ 第73回国民体育大会冬季大会（スケート競技）の開催地（山梨県）について

（泉常務理事）

平成30年の第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会の開催地について、昨年5月9日、山梨県に対して開催依頼を行ったところ、本年3月20日付で山梨県から開催受諾書が提出され、4月27日に山梨県に開催決定書を届ける予定である旨を報告。

3. スポーツ指導者育成関係

- ・ 指導者育成50周年記念行事について

（監物副会長）

指導者育成50周年記念行事の実施にあたり、指導者育成専門委員会のもとに実行委員会を設置し、委員長に監物副会長、指導者育成専門委員会委員または委員経験者から6名の委員を選任した。

また、去る3月24日に開催した第1回実行委員会にて、記念行事として、記念式典の実施、指導者育成50年のあゆみ（仮称）の作成、特別表彰の実施を決定した旨を報告。

その他

- (1) 平成27年度事務局体制について

（川島理事）

去る3月11日開催の平成26年度第6回理事会にて承認を得て、平成27年4月1日付で事務局長及び事務局長代理を配置した。

また、事務局では、新たに「東京オリンピック・パラリンピック支援室」を設置し5部2室の体制とするとともに、従前の広報課とキャンペーン課を統合した広報・キャンペーン課を設置し、事務局体制を充実させた旨を報告。

- (2) スポーツこころのプロジェクト事業報告書について

（川島理事）

東日本大震災の被災地の子どもたちを支援するために、日本オリンピック委員会、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構及び本会が、平成23年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」の平成26年度活動報告書が完成した旨を報告。

(3) 会議日程

(川島理事)

第2回理事会は6月3日(水)14時から開催する旨を報告。

(4) 日本バスケットボール協会への対応について

(岡崎専務理事)

昨年11月、日本バスケットボール協会は国際バスケットボール連盟(FIBA)から無期限の資格停止処分を受け、その後、FIBAでは、日本のバスケットボール界の長期的なビジョン・目標を作り実行するため、川淵三郎氏をチェアマンとする「ジャパン2024タスクフォース」を設立し、これまで3回の会議を行い、4月末に第4回を開催する予定である。

このタスクフォースでは、日本のバスケットボール界が抱える問題を解決するため、①NBLとbjリーグの統合、②国内のバスケットボール組織のガバナンス強化、③日本代表の強化体制の確立について、精力的な取り組みが行われている。

また、本会ではタスクフォースからの依頼を受け、都道府県体育(スポーツ)協会の協力を得て、都道府県バスケットボール協会、登録チーム・選手等からの意向聴取を実施した。意向聴取の結果及び日本バスケットボール協会の加盟団体、各リーグ・チーム関係者に対するヒアリング内容については、タスクフォース事務局により、第4回の会議までにまとめられるものと伺っている。

4月3日には、一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグが設立され、川淵氏がチェアマンに就任するとともに、同日に24チームが同リーグへの入会申請を行っている。

4月14日には、日本バスケットボール協会の新会長、事務総長の人事に関する報道もあったが、人事等の組織体制については、協会のガバナンス強化に向けた検討事項として5月までの会議で協議される予定である。

なお、現在の改革が順調に取り進められた場合、FIBAの理事会及び総会において資格停止の処分の解除が行われるのは、本年6月末ごろが見込まれている旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、14時35分に閉会。